

公布された規則のあらまし

○佐賀県防災航空センター設置規則（規則第 72 号）

- 1 航空消防活動に関する事務を分掌させるため、佐賀市に佐賀県防災航空センター（以下「センター」という。）を設置することとした。（第 1 条関係）
- 2 センターに防災航空隊を置くこととした。（第 2 条関係）
- 3 センターの所掌事務、職制等センターの管理運営に関し必要な事項を定めることとした。（第 3 条～第 8 条関係）
- 4 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行することとした。